

(別添)巡回指導基準

指導項目	確認内容	確認事項
①保育の状況 全体的な計画	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを確認。また、全体的な計画の評価・改善の状況について確認	○保育所の理念、保育の方針が明文化されているか確認します。 ※保育所の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている保育所もあります。 ○全体的な計画の作成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。
子どもの環境整備	清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について確認	○保育所がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。 ○子どもが、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通じた保育実践について確認します。 ○建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境を、保育所の工夫・取組によりどのように構成しているかについて確認します。
子どもの状態に応じた保育	一人ひとりの子どもの理解を深め受容することにより、子どもの状態に応じた保育や援助が行われているかを確認	○子どもの発達過程や家庭環境など一人ひとりの子どもの状態を十分把握したうえで記録し、職員間で共有するための取組について確認します。 ○指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が書かれていることを確認します。 ○観察や記録において、気になる場面や対応については、①子どもの内面や状況を理解しているか、②保育士がどのような配慮をしているか、といった点に留意して、その援助の内容を確認します。
基本的な生活習慣	子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたちが健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など)を身につけることができる環境整備と援助の取組について確認	○一人ひとりの子どもにとって、発達に応じた適切な時期に、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、基本的な生活習慣の習得ができるよう環境を整え、援助が行われているかを確認します。 ○一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と援助の取組について確認します。
子どもの主体的な活動と保育	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びが豊かに展開される保育の取組・工夫について確認	○乳児、3歳未満児、3歳以上児などの発達に応じ、子どもが主体的・自発的に活動できる環境を整え、保育が行われているかを確認します。 ○一日の保育のなかで、子どもが主体的に生活と遊びができるための工夫が、どのように行われているかを確認します。 ○集団保育や異年齢保育、個別対応など、それぞれの場面で主体的に活動できる環境をどのように設定し、保育を行っているかを確認します。
乳児保育(0歳児)の養護と教育の一体的な保育	乳児保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について確認	○一人ひとりの子どもの状態にそって、乳児保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育士等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴取等により確認します。 ○乳児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。 ○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているかを確認します。

(別添)巡回指導基準

指導項目	確認内容	確認事項
3歳未満児(1・2歳児)の養護と教育の一体的な保育	3歳未満児(1・2歳児)の保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について確認	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの子どもの状態にそって、3歳未満児の保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育士等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴取等により確認します。 ○3歳未満児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。 ○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。
3歳以上児の養護と教育が一体的な保育	3歳以上児の保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について確認	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳以上児の発達に応じた、保育室の環境と保育士の一人ひとりの子ども・集団への関わり等の保育内容を確認します。 ○3歳以上児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。
障害のある子どもの保育	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育の内容・方法の取組について確認	<ul style="list-style-type: none"> ○保育環境、保育士の関わりと友だちとの関わり、活動等の保育内容および職員の研修状況等について、個別の指導計画や記録等と職員からの聴取等により確認します。 ○保護者の思いや不安などについて、保育士等が相談・援助していることや、プライバシーに配慮していることなどの取組を確認します。 ○障害のある子どもが入所していない保育所もありますが、障害の診断を受けていないが配慮を必要とする子どもが入所していたり、入所後に保育士が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どのように保育・援助を行っているのかについても確認します。 ○行政や関係機関等との協力・連携が図られている場合には、その具体的な方法についても確認します。
子どもの在園時間の配慮	それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮した環境の整備と保育の内容・方法の取組について確認	<ul style="list-style-type: none"> ○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。 ○保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。 ○本基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。
小学校との連携、保護者との関わり	小学校との連携や就学を見通した保育がどのように行われているか、計画・内容・方法と、保護者との関わり方の取組について確認	<ul style="list-style-type: none"> ○指導計画等に小学校との連携や就学に向けた取組が記載されているか、子どもの好奇心に応え、友だちと興味関心にそった協同的な活動に取り組んでいるか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどの取組を確認します。 ○小学校や行政の担当者との具体的な連携方法・内容について確認します。 ○配慮を必要とする子どもに関する連携とともに、就学するすべての子どもについて、どのような計画のもと保育が行われているか、それによる子どもの成長について、小学校と共有しているか等の取組を確認します。

(別添)巡回指導基準

指導項目	確認内容	確認事項	
② 健康 安全 の 状 況	子どもの健康管理	子どもの健康管理に関する保育所の実施体制の整備と、それにもとづく適切な健康管理の取組について確認	○健康管理に関するマニュアル、計画、記録等により、健康管理の実施体制・実施状況を確認します。 ○保育所と家庭で情報共有しながら、子どもの健康の保持に努めている状況を確認します。 ○一人ひとりの子どもの健康状態について、職員間でどのように情報共有を図っているかを確認します。
	健康診断・歯科健診結果の反映	健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて確認	○健康診断・歯科健診の結果の保育内容への反映、家庭での生活につなげるための保護者との連携の取組について確認します。 ○健康診断・歯科健診結果の職員間での情報共有方法について確認します。 ○診断結果に基づいて、嘱託医や医療機関と連携を図っている場合、記録を確認します。
	アレルギー疾患、慢性疾患等への対応	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を得て、適切な対応を行うための取組について確認	○マニュアル、計画、記録等により、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもの保育の状況や緊急時の対応方法・体制等を確認します。 ○保育所と保護者との連携状況を記録により確認します。 ○アレルギー疾患、慢性疾患や具体的な対応等について、職員に対し研修等の機会を設けているかを確認します。
③ 食事 の 状 況	食事の工夫	子どもが食事を楽しむことができる環境の整備と取組・工夫、家庭との連携について確認	○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画(全体的な計画・指導計画)に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。 ○確認にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。 ○食事が、子どもたちにとって楽しみなものとなるように検討する機会をもっているかを確認します。
	食事の提供	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供するための献立や調理等の工夫、衛生管理の取組について確認	○子どもがおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。 ○確認にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。 ○衛生管理のマニュアルは、保育所の状況に応じて保育所独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることもあります。
④ 連 携 等 の 状 況	家庭との連携	子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解を得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について確認	○日常的な情報交換の状況、子どもの発達や保育の意図などについて保護者と相互理解を図るための取組について確認します。 ○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。
	保護者等の支援	保護者が安心して子育てができるようになるための保育所の保護者支援の取組について確認	○保育所における保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。 ○保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。 ○保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有しているかを確認します。

(別添)巡回指導基準

指導項目	確認内容	確認事項
⑤ 虐待防止 虐待の早期発見・対応・予防	在園児に限らず、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について確認	○虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルとこれにもとづく組織的な取組、予防的な保護者支援の状況について確認します。 ○各職員に対して、虐待等権利侵害に関する基本知識などの研修実施や、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応について継続的に意識づけをどのように図っているかを確認します。
⑥ 保育実践	保育士等が保育の計画(全体的な計画と指導計画)や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について確認	○保育所として、保育の質の向上に向けた保育士等の自己評価の実施方法を定めて実施しているか、保育実践の振り返り(自己評価)が保育内容の改善に生かされているか、保育所全体の自己評価につなげる仕組み等について確認します。
⑦ 災害への備え	施設・設備等の安全確保 防火設備等の安全点検、備品や遊具等の配置等の安全環境の整備状況の確認	○防火設備や避難経路等の安全性が確保されているか、これらが定期的に安全点検されているか確認します。 ○備品や遊具等の配置や保管を、日ごろから適切に行っているか、確認します。
災害発生時の対応体制及び避難への備え	災害の発生時の対応マニュアルの作成、避難訓練の実施状況、発生時の保護者への連絡体制等の整備状況の確認	○火災や地震の災害の発生に備え、緊急時の具体的対応や手順、職員の役割分担、避難訓練実施計画の策定等に関するマニュアルが作成されているか、確認します。 ○定期的に避難訓練が実施されているか、確認します。 ○災害発生時に、保護者等への連絡や引渡し方法を把握し、連絡等が円滑に行うことができるか、確認します。 ○災害発生時に備え、地域の関係機関と日ごろから連携を図り、必要な協力が得られるように努めているか、避難訓練は、消防署等の地域の関係機関や保護者と連携するなどの工夫がされているか、確認します。